

岩手県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり国営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成22年7月22日から同年8月18日まで関係書類を縦覧に供する。

平成22年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|---------|-----------------|-------|
| いさわ南部地区 | 当該決定に係る換地計画書の写し | 奥州市役所 |